

システム使用許諾契約書

共通事項

本契約は、お客様(以下「利用者」といいます)と(財)建築コスト管理システム研究所(以下、「当研究所」といいます)が、当研究所が提供する「営繕積算システム RIBC(以下「本システム」といいます)」の利用に関して合意するものです。

本システムを申込み、ダウンロードおよびご使用になる前に、本契約条項および当研究所サイト内の「契約手続きについて」、「お申込みに当たっての注意事項」をよくお読み下さい。なお当研究所申込みサイトの「同意ボタン」を押下した場合、ダウンロードもしくは媒体による利用の場合には、包装等を開封した場合、本システムをインストールした場合、または本システムを使用した場合には、本契約に同意したものとさせていただきます。

本契約に同意しない場合および当研究所が定めるご使用資格を満たさない場合は、当研究所は利用者に本システムの使用を許諾できませんので、ダウンロードもしくはインストール等、本システムの使用は行わないで下さい。

1. 定義

-
- (1) 「本システム」とは、本システムに含まれるコンピュータ・プログラム、その他の当研究所が別途提供することのあるアップデート等のプログラムをいい、特段の記載がない限り、当研究所が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含まれます。
 - (2) 「本システムの使用」とは、本システムのダウンロードもしくは送付された媒体にて、コンピュータの記憶装置にロード(セットアップ・インストール)して実行することにより本システムを使用または使用しうる状態にすることをいいます。この場合、ライセンスの認証取得以前の状態も含まれます。

2. 著作権等

-
- (1) 本システムに関する著作権等の知的財産権は、当研究所に帰属し、本システムは日本の著作権法その他に関連して適用される法律等によって保護されています。従って利用者は、本システムを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
 - (2) 本システムとともに提供されるドキュメント等の関連資料(以下「関連資料」といいます)は当研究所に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法その他に関連して適用される法律等によって保護されています。

3. 権利の許諾

- (1) 当研究所は利用者に対し、本システムの日本国内における使用を非独占的に許諾するものとします。
- (2) 基本的に本システムは契約期間中、本システムをインストールし、ライセンス認証を取得した同一のコンピュータ(以下「PC」といいます)で使用するものとします。
- (3) 利用者は本システムの使用開始にあたり、別途ライセンスを認証取得しなければなりません。利用者は、本システムを PC ごとに認証された 1 ライセンスにて使用することができます。複数台以上の PC において本システムを利用する場合には、同時に使用しない場合であっても、使用する PC と同数のライセンスが必要となります。なおライセンスに関しては、下記 5.ライセンス認証をよくお読み下さい。

4. 引渡しおよびその条件

- (1) 本システムの引渡しに関しては、利用者が当研究所のサイトからの申込みを行った後、当研究所より必要な資料等を送付します。利用者は、その内容に従いダウンロードおよび使用に必要な手続きを行って下さい。
- (2) 本システムの申込み、ダウンロードに際しては、利用者の負担と責任において、必要とされる PC、ソフトウェア、記憶装置、回線、その他受信装置等の手配および整備を行うものとします。
- (3) 本システム等の申込みにあたっての当研究所のサイトの義務および責任は、利用者に対して本システムの受付確認が明記された受付確認メールを配信し、その内容が読み取り可能な状態で、前項の受信装置等がアクセスするメールサーバ等に記録されるまでとします。利用者が前項の義務を怠った結果発生する受付確認メールの未受信、誤動作、配信後の利用者による受付確認メールの未開封、誤消去、その他について当研究所のサイトは何ら責任を負わないものとします。また、ダウンロードに関しても当該ファイルの表示までとします。
- (4) 申込み後に申込みのキャンセル、システムの種別や使用する期間等の変更等を行う場合には、当研究所のサイト「[お申込み内容の変更とキャンセルについて](#)」に記載の条件を満たした場合のみ可能とします。その際に当研究所からの送付物があるもの(物品の引渡し後:利用者が届いている場合)に関しては返却するものとし、必要となる各種の経費については、当研究所の規定による利用者の負担とします。
- (5) 当研究所が物理的に利用者に提供する本システムの媒体および関連資料は、運送会社に渡るまで、当研究所がその出荷および配送の責任を負います。
- (6) 不在その他、利用者の都合により、本システムの受取りが遅れても、契約期間の延長はいたしません。

5. ライセンス認証

- (1) 本システムを使用するには、ライセンスを認証取得する必要があります。本システム同胞の「ライセンス認証」より手続きを行って下さい。
- (2) ライセンスは、本システムインストールの PC ごとに 1 ライセンスの認証が必要になります。
- (3) 故障その他やむをえない状況による PC 本体の変更に限り、本システムを使用する PC を替えることができます。その場合には、ライセンス認証済の PC についてライセンスの解除を行い、その後、新たな PC にてライセンス認証を行うこととなります。ただし、一契約期間に認証取得できる回数は 3 回までとなっていますので、3 回目の認証を解除してはいけません。3 回目の認証を解除すると、利用期間内であっても、その時点で利用不可能になります。
- (4) ライセンスの認証を行った後での契約のキャンセル、契約内容の変更はできません。キャンセル、変更については、ライセンス認証以外の諸条件もありますので、当研究所のサイト「[お申込み内容の変更とキャンセルについて](#)」にてご確認ください。

6. 禁止事項

- (1) 利用者は、本システムのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
- (2) 利用者は、本システムおよび関連資料、付帯のドキュメント等の全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
- (3) 利用者は、本システムおよび関連資料に付されている著作権表示およびその他の権利表示等がある場合には、それらを除去することはできません。
- (4) 利用者は、当研究所の許可なく本システムおよび関連資料を販売、レンタル、リース、頒布、貸与、移転その他の方法で第三者に使用させること、または第三者に同等の行為をさせることはできません。
- (5) 利用者は、当研究所が利用者に提供する顧客や本システムの利用者別の識別情報（ユーザーID 等）を当研究所の許可なく、第三者へ開示および提供することはできません。
- (6) ネットワーク経由で本システムを使用させること、または本システムの機能を利用した処理およびサービスを web やネットワーク経由で提供することはできません。
- (7) 共有可能な環境（仮想環境等を含む）で本システムを使用することはできません。また、本システムは独立した複数のソフトウェアで構成される場合がありますが、これらを分離して複数人が使用することはできません。
- (8) 権利保護を目的として本システムに予め設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本システムを複製、翻案、

競合製品の開発等を行うことはできません。

7. 責任の制限

- (1) 本システム本体に重大な瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定のハードウェアまたはソフトウェアに起因する動作不具合、通信環境等による影響等を除きます）、欠陥の程度に応じて当研究所の判断に基づき、ダウンロードしたファイルの交換もしくは修補プログラムの提供、解決方法の案内を行います。
- (2) 本システムの品質・機能が利用者の特定の使用目的に適合することを保証するものではなく、本システムの選択導入の適否は利用者の責任とします。
- (3) 瑕疵に関して前項に定める以外の責任は一切負いません。法律上の請求の原因を問わず、本システムの使用または使用不能から生ずる派生的財産的損害および精神的損害、並びに直接的または間接的な営業上の損害については、その予見の有無を問わず、当研究所は責任を負いません。
- (4) 当研究所が本システムの改編または修正をした場合には、当研究所は利用者に対して、改編または修正したソフトウェア、改編または修正のためのソフトウェア（以下「修正ソフトウェア」といいます）、もしくはこのような改編または修正に関する情報を提供いたします。ただし、修正ソフトウェアもしくはこのような修正に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて当研究所の判断によります。なお、利用者に提供された修正ソフトウェアは本システムとみなします。
- (5) 本契約に付帯するお問合せへの対応（サポート等）は、当研究所の業務時間内に限ります。

8. 契約の形態、支払い、期間

- (1) 契約形態はレンタル方式とします。
- (2) レンタル契約金額（以下「利用料」といいます）については、当研究所のサイト記載の料金表に基づき算出するものとします。
- (3) 利用料のお支払い方法は、当研究所指定の方法に限ります。
- (4) レンタルの期間は、利用者が申込み時に指定し、当研究所が了承した日付から起算します。
- (5) 内訳書数量入力システムLITE および内訳書作成システムのレンタル期間の単位である1ヶ月は、暦日にかかわらず31日間として計算します。
- (6) 複合単価作成システムおよび単価登録システムのレンタル期間は、4月1日から翌年3月31日までとします。
- (7) 本契約は、利用者が当研究所申込みサイト内の「同意ボタン」を押下、ダウンロードも

しくはインストールした場合、または本システムを使用した場合（使用期間更新時の同一 PC での再利用時と同じ）より発効し、下記 9. (2)および 10.(2)の項目を除き、本契約が終了するまで有効であるものとします。

9. 契約の終了

- (1) 本契約は、申込時より、契約単位の設定期日にて終了します。
- (2) 当研究所は、利用者が本契約のいずれかの条項に違反したときは、利用者に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
- (3) 上記(2)の場合、当研究所は、利用者によって被った損害を利用者に請求することができます。
- (4) 利用者は、本契約が終了したときは、本システムおよびそのすべての関連するものを責任を持って処分するものとします。

10. 機密の保持

- (1) 当研究所は利用者が当研究所サイトを利用する過程において、当研究所が知り得た情報（以下「個人情報」といいます）の扱いに関しては別途定める「個人情報保護方針」に従い、これを維持管理いたします。
- (2) 利用者は本システムの利用に際して知り得た事項を他に漏らすことは出来ません。本項に関しては、上記 7.において契約が終了した後も継続的に有効であるものとします。

11. その他

- (1) 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用され、本規約から生じる紛争については日本国の裁判所の裁判管轄権に服するものとします。
- (2) 本システムおよび関連資料は、随時更新されることがあります。更新の情報については、当研究所のサイトに記載することとします。